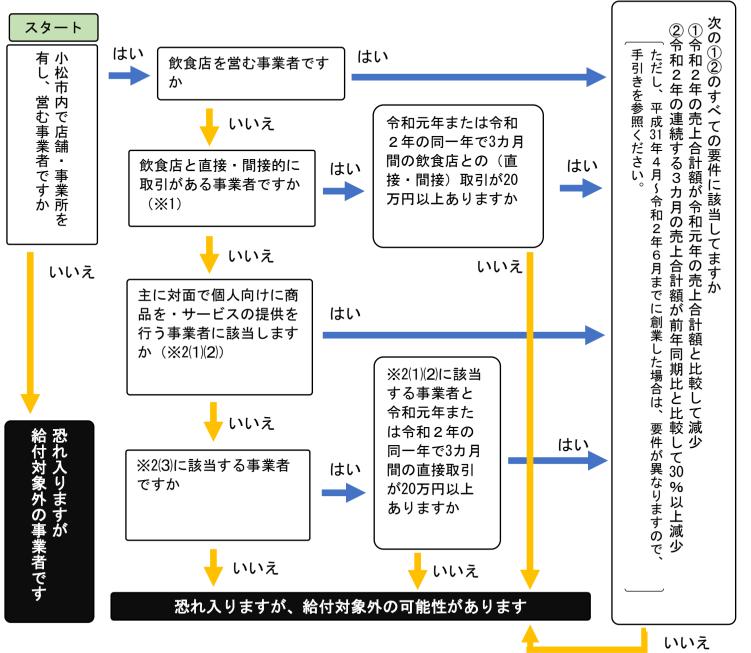
小松市飲食店等支援金 対象判定フローチャート

* 小松市飲食店等支援金の対象事業者か分からない場合は、以下の手順で簡易的にご確認いただけます



はい

給付対象になり得る 可能性があります

※1 市内の飲食店と取引がある事業者

中分類	小分類
(1)食品加工製造・販売 事業者	・惣菜製造業者・食肉処理・製造業者・水産加工業者・食材等小売業者・飲料加工業者・酒造業者など
(2)器具・備品事業者	・食器・調理器具・店舗の備品・ 消耗品販売業者など
(3)サービス事業者	 ・接客サービス業者 ・清掃業者 ・廃棄物処理業者 ・広告業者 ・ソフトウェア業者 ・設備工事業者など
⑷流通関連事業者	・卸・仲卸売業者 ・問屋業者 ・農協・漁協 ・貨物運送業者など

※2 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者

中分類	小分類
(1)旅行関連事業者	・旅行運送業者(タクシー、バスなど) ・自動車賃貸業者
	・旅行代理店業者 ・小売業者 (土産物店等)
	・サービス業者(公衆浴場・興行団等)など
(2)その他事業者	・小売業者 (日用品、生活食料品を取り扱う事業者は除く)
	・サービス業者(理容店、美容店、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業、カラオケ等)
	・スポーツ施設提供業者 (ビリヤード・ボウリング場含む)
(3)上記(1)(2)の事業者へ商 品・サービス提供を行う事 業者	・食品・加工製造業者 ・清掃業者 ・業務委託を締結しているタクシードライバー、バスガイド、イベント出演者 ・卸・仲卸売業者 ・広告業者 ・ソフトウェア業者 ・貨物運送業者など